

社会福祉法人松本ハイランド
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、次のとおり行動計画策定する。

【計画期間】

令和4年4月1日～令和9年3月31日

【目 標】

全職員の1ヵ月当たりの平均残業時間を6時間以内とする。

【実施時期・取り組み内容】

令和4年4月～ 長時間労働削減の方針について理事長からメッセージを発信する(毎年1回)

令和5年4月～ 職員を対象として、長時間労働削減、業務効率化に関するアンケートを実施し、結果を分析の上、結果を踏まえた課題、施策を経営企画室会議の議題とする。

社会福祉法人松本ハイランド

○女性の活躍に関する1項目以上の情報公表

管理職に占める女性の割合 81.3% (R4.3.7 現在:女性13名、男性3名、合計16名)